

第1章 業務の目的

1-1. 業務の目的

沖縄県における職業能力開発行政推進のため、平成25年度に策定した「沖縄県立職業能力開発校のあり方」(以下、「あり方」)を基本に今後、訓練内容の見直しや訓練施設の整備を行う必要がある。そのため、訓練科目、訓練施設等にかかる調査を実施し、策定委員会の承認を得た上で、整備基本計画を策定する。

| 計画名 | 策定主旨 |
|--|---|
| 「沖縄県立職業能力開発校再編整備計画」 (対象期間：平成17年度～平成19年度) | ・ 訓練科目の再構築、新たな訓練システムの導入 |
| 「第2次沖縄県立職業能力開発校再編整備計画」 (対象期間：平成22年度～平成26年度) | ・ 職業能力開発校の訓練規模の確保 ・ 他訓練機関等との連携と役割分担 ・ 職業訓練体制の充実・強化 |
| 「沖縄県立職業能力開発校のあり方」 (平成25年10月策定) | ・ 具志川校・浦添校の建物老朽化に伴う施設整備の検討 ・ 産業技術の進展、企業ニーズ、民間専修学校等の充実など、取り巻く環境の変化への対応 ・ “訓練科の再編案” |
| 「沖縄県立職業能力開発校整備基本計画」 (本業務) | ・ 「あり方」“訓練科の再編案”の妥当性の検討 ・ 訓練科の再編案に伴う具志川校・浦添校の施設整備計画 |

1-2. 業務の概要

(1) 整備基本計画の策定

ア 基礎条件の整理

- ① 沖縄県立職業能力開発校のあり方の総括整理
- ② その他、基礎条件の整理に必要な調査

イ 施設機能(ソフト)の検討

- ① ものづくり産業の展望
- ② 訓練内容に対する企業ニーズの調査
- ③ 求められる機能の検討
- ④ 訓練科・訓練内容の検討

- ⑤再編による効果
- ⑥その他、施設機能（ソフト）の検討に必要な調査
- ウ 施設整備（ハード）の検討
 - ①訓練科目に必要な訓練機材の検討
 - ②訓練科目に必要な訓練施設の規模や仕様の検討
 - ③図面、イメージ図の作成
 - ④概算事業費の算定
 - ⑤再編後の施設の維持管理コストについての検討
 - ⑥その他、施設整備（ハード）の検討に必要な調査
- エ 施設整備計画の整理（一部建替え及び改修計画）
 - ①全体スケジュールの検討
 - ②整備に向けた課題の整理
 - ③平成 28 年度以降の各年度の概算事業費の算定
 - ④その他、必要な調査（耐久性調査等）
- (2) 策定委員会の運営
 - ア 策定委員の選出
 - イ 策定委員会の運営
 - ウ ワーキング会議の運営
 - エ その他、策定委員会の運営に必要な業務

1-3. 計画策定体制

本計画の策定にあたり、専門的かつ総合的に検討するため、学識経験者、労働者代表、事業主代表、行政関係者からなる策定委員会を設置した。

沖縄県立職業能力開発校整備基本計画 策定委員会 委員名簿（順不同、敬称略）

| 区分 | 氏名 | 所属・役職 |
|-------|---------------------|------------------------------------|
| 学識経験者 | なかがざ はじめ 名嘉座 元一 | 沖縄国際大学経済学部経済学科教授 |
| | みやぎ はやお 宮城 隼夫 | 沖縄職業能力開発大学校校長 |
| | いながき じゅんいち 稲垣 純一 | 一般社団法人 沖縄県専修学校各種学校協会会長 |
| 労働者代表 | なかむら じゅんこ 中村 淳子 | 北部地区 障害者就業・生活支援センター ティーダ&チムチム所長 |
| 事業主代表 | やましる まさる 山城 勝 | 一般社団法人 沖縄県経営者協会常務理事 |
| 行政関係者 | ちねん つねお 知念 恒雄 | 沖縄県立具志川職業能力開発校校長 |
| | とみた ひろかつ 富田 浩勝 | 沖縄県立浦添職業能力開発校校長 |

沖縄県立職業能力開発校整備基本計画策定業務 策定委員会 設置要綱

(設 置)

第1条 本事業は、沖縄県における職業能力開発行政推進のため、平成25年度に策定した「沖縄県立職業能力開発校のあり方」を基本に、訓練内容の見直しや訓練施設の整備を行う。

そのため、訓練科目、訓練施設等にかかる調査を実施し、策定委員会の承認を得たうえで、整備基本計画を策定するため、沖縄県立職業能力開発校整備基本計画策定業務策定委員会(以下「委員会」)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基礎条件の整理
- (2) 施設機能(ソフト)の検討
- (3) 施設整備(ハード)の検討
- (4) 施設整備計画の整理
- (5) その他検討会で取り組むべき事項

(組 織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱した日から平成28年3月31日までとする。
- 3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 4 委員長は、委員の互選をもって定める。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会 議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を求めることができる。
- 4 委員名簿に掲げる学識経験者、労働者代表、事業主代表並びに行政関係者のうち、委員が委員会を欠席する場合、委員長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。

(事務局及び庶務)

第5条 委員会の事務局は、株式会社 国建に置き、庶務全般について処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月28日から施行する。

1-4. 業務遂行にあたっての条件等

(1) 県立職業能力開発校の敷地について

「あり方」において、普通課程は中部地域に、短期課程は那覇市近郊に設定されていたが、現在の具志川・浦添2校の敷地自体がそれに整合しており、2校の敷地・既存建物等を継続使用することで（一部の科を除き）休講なく再編科に移行できるといったメリットがあることから、それを前提に検討を進めた。

(2) 施設整備計画の条件

本業務の遂行過程で、具志川校本館については建て替える方針となったため、具志川校本館は建て替え、その他の既存建物等は継続使用、という条件で計画をとりまとめた。

(3) 再編科のスタート時期

「あり方」で提案され、今回その妥当性を検証する再編科のスタート時期については、具志川校本館の建て替え完了後の供用開始時期（平成31年4月）を目安として、検討することとした。